

## 新学習指導要領について

### I 学習指導要領の変遷

改訂年度	主なねらいと特徴
昭和33～ 35年改訂	<b>教育課程の基準としての性格の明確化</b> (道徳の時間の新設, 基礎学力の充実, 系統的な学習を重視, 科学技術教育の向上等)
昭和43～ 45年改訂	<b>教育内容の一層の向上(「教育内容の現代化」)</b> (時代の進展に対応した教育内容の導入(算数における集合の導入等))
昭和52～ 53年改訂	<b>ゆとりのある充実した学校生活の実現 = 学習負担の適正化</b> (各教科等の目標・内容を中核的事項にしぼる)
平成元年 改訂	<b>社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成</b> (生活科の新設, 道徳教育の充実等)
平成10～ 11年改訂	<b>基礎・基本を確実に身に付けさせ, 自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成</b> (教育内容の厳選, 「総合的な学習の時間」の新設等)
平成15年 一部改正	<b>学習指導要領のねらいの一層の実現</b> (例: 学習指導要領に示していない内容を指導できることを明確化, 個に応じた指導の例示に小学校の習熟度別指導や小・中学校の補充・発展学習を追加)
平成20～ 21年改訂	<b>「生きる力」の育成, 基礎的・基本的な知識・技能の習得, 思考力・判断力・表現力等の育成のバランス</b> (授業時数の増, 指導内容の充実, 小学校外国語の導入)
平成27年 一部改正	<b>道徳の「特別の教科」化</b> 「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い, 考え, 議論する」道徳教育への転換

## Ⅱ 学習指導要領改訂

### (1) 改訂の背景

人工知能が進化して、人間が活躍できる職業はなくなるのではないか。

今学校で教えていることは、時代が変化したら通用しなくなるのではないか。

**子供たちに、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、未来の創り手となるために必要な知識や力を確実に備えることのできる学校教育を実現します。**

**人工知能 (AI) の進化は、習得・活用・探究を重視した我が国の学校教育における学習過程の強みを実証しています。**

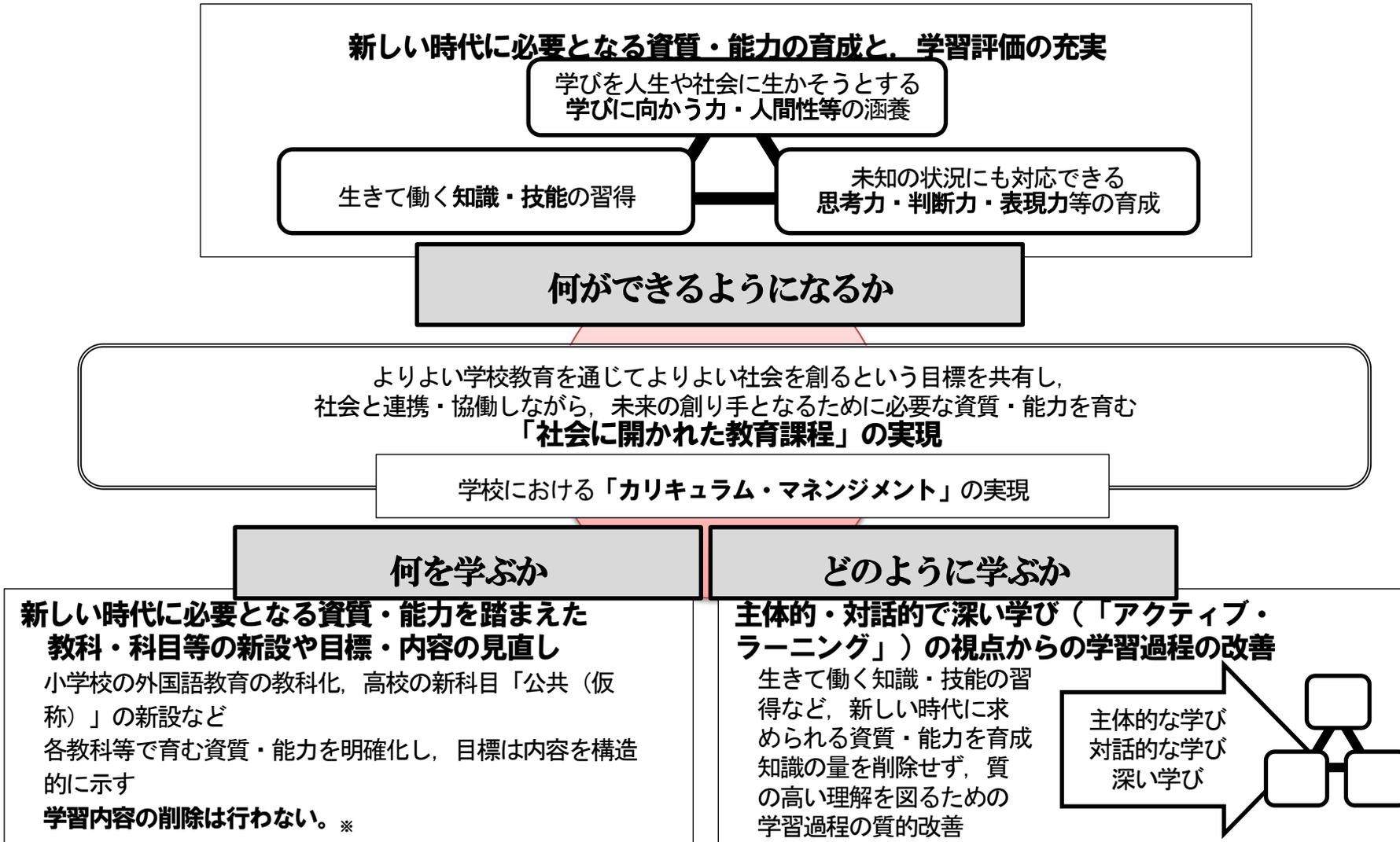
AIは、人間が物事を深く理解する過程（個々の知識を関連づけて概念を理解していく学習過程）を模した「ディープ・ラーニング」を取り入れ、飛躍的に進化。

⇒習得・活用・探究を通じた過程の中で、新たな知識を、自分が持つ経験やその他の様々な知識と関連づけながら深く理解し、どのような時代でも通用する、生きて働く知識として身に付けていく、という学習過程の強みが実証。

**新しい教育課程では、学校教育のよさをさらに進化させていきます。**

- ・ これからの時代に求められる知識や力とは何かを明確にし、教育目標に盛り込みます。これにより、子供が学びの意義や成果を自覚して次の学びにつなげたり、学校と地域・家庭とが教育目標を共有して「カリキュラム・マネジメント」を行ったりしやすくなります。
- ・ 生きて働く知識や力を育む質の高い学習過程を実現するため、各教科における学びの特質を明確にするとともに、授業改善の視点（「アクティブ・ラーニングの視点」）を明確にします。これにより、教科の特質に応じた深い学びと、我が国の強みである「授業研究」を通じたさらなる授業改善を実現します。

## (2) 改訂の方向性



### Ⅲ 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

#### 1 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

#### 2 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。

(例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、②観察、実験など科学的に探究する活生命領域 動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、③科学的に探究しようとする態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

### 我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考するなど

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法\*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

\*義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

### 3 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

#### 4 教育内容の主な改善事項

##### 言語能力の確実な育成

- ・ 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（小中：国語）
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）の充実（小中：総則、各教科等）

##### 理数教育の充実

- ・ 前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動（小：算数、中：数学）や見通しをもった観察・実験（小中：理科）などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・ 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実（小：算数、中：数学）、自然災害に関する内容の充実（小中：理科）

##### 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと（幼稚園）
- ・ 古典など我が国の言語文化（小中：国語）、県内の主な文化財や年中行事の理解（小：社会）、我が国や郷土の音楽、和楽器（小中：音楽）、武道（中：保健体育）、和食や和服（小：家庭、中：技術・家庭）などの指導の充実

### 道徳教育の充実

- ・先行する道徳の特別教科化（小：平成30年4月，中：平成31年4月）による，道徳的価値を自分事として理解し，多面的・多角的に深く考えたり，議論したりする道徳教育の充実

### 体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ，挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（小中：総則），自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視（小中：特別活動等）

### 外国語教育の充実

- ・小学校において，中学年で「外国語活動」を，高学年で「外国語科」を導入※小学校の外国語教育の充実にあたっては，新教材の整備，養成・採用・研修の一体的な改善，専科指導の充実，外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し，外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに，国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

## その他の重要事項

### ○幼稚園教育要領

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）

### ○初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実（小：総則，各教科等）
- ・幼小，小中，中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視（小中：総則，各教科等）

### ○主権者教育，消費者教育，防災・安全教育などの充実

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解（小：社会），国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる（小：社会），民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察（中：社会），主体的な学級活動，児童会・生徒会活動（小中：特別活動）
- ・少子高齢社会における社会保障の意義，仕事と生活の調和と労働保護立法，情報化による産業等の構造的な変化，起業，国連における持続可能な開発のための取組（中：社会）
- ・売買契約の基礎（小：家庭），計画的な金銭管理や消費者被害への対応（中：技術・家庭）
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応（小：社会），自然災害に関する内容（小中：理科）
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解（小：社会），オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解（小：体育，中：保健体育），障害者理解・心のバリアフリーのための交流（小中：総則，道徳，特別活動）
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実（小中：社会）

### ○情報活用能力（プログラミング教育を含む）

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実（各教科等）
- ・コンピュータでの文字入力等の習得，プログラミング的思考の育成（小：総則，各教科等（算数，理科，総合的な学習の時間など））

### ○部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意，社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制（中：総則）

### ○子供たちの発達の支援（障害に応じた指導，日本語の能力等に応じた指導，不登校等）

- ・学級経営や生徒指導，キャリア教育の充実について，小学校段階から明記。（小中：総則，特別活動）
- ・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成，各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（小中：総則，各教科等）
- ・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程（小中：総則），夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定（中：総則）

## IV 主体的・対話的で深い学び

### 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善＝アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善

#### 1 授業改善の視点

- (1) 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- (2) 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- (3) 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

#### 2 取り組む上での留意点

- (1) 児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、既に小・中学校を中心に多くの実践が積み重ねられており、特に義務教育段階はこれまで地道に取り組み蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。
- (2) 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- (3) 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- (4) 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- (5) 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- (6) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。

## V 道徳の「特別の教科」化

### 1 道徳教育の課題

#### <量的課題>

- ・ 歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
- ・ 他教科等に比べて軽んじられ、他の教科等に振り替えられていることもあるのではないか。

→ 年間35時間単位時間が確実に確保されるという量的確保

#### <質的課題>

- ・ 教員をはじめとする教育関係者にもその理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていない。
- ・ 地域間、学校間、教師間の差が大きく、道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法にばらつきが大きい。
- ・ 授業方法が、読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになりがちである。
- ・ 学年が上がるにつれて、道徳の時間に関する児童生徒の受け止めがよくない状況にある。

→ 子供たちが道徳的価値を理解し、これまで以上に深く考えてその自覚を深めるという質的転換

#### <教育再生実行会議第一次提言「いじめ問題等への対応について」>（平成25年2月）

「いじめ問題が深刻な事態にある今こそ、制度の解決だけでなく、本質的な問題解決に向かって歩み出さなければなりません。」

「しかしながら、現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、学校や教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況にあります。」

→ 道徳を新たな枠組みによって教科化し、指導内容を充実。  
効果的な指導方法を明確化し、全ての教員が習得できるよう普及。  
道徳の教材として具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材等を重視。

## 2 具体的なポイント

- ☑ 道徳科に検定教科書を導入
  - ☑ 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善  
「個性の伸長」「相互理解, 寛容」「公正, 公平, 社会正義」「国際理解, 国際親善」「よりよく生きる喜び」  
の内容項目を小学校に追加
  - ☑ 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ, 指導方法を工夫
  - ☑ 数値評価ではなく, 児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握
- ※ 私立小・中学校はこれまでどおり, 「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可

**「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い, 考え, 議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。**

## VI 外国語活動

### 1 グローバル化に対応した英語教育改革実施計画

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る。

2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、新たな英語教育が本格展開できるように、本計画に基づき体制整備等を含め2014年度から逐次改革を推進する。

○小学校中学年（3，4年生）：活動型・週1～2コマ程度

- ・コミュニケーション能力の素地を養う
- ・学級担任を中心に指導

○小学校高学年（5，6年生）：教科型・週3コマ程度

（「モジュール授業」※も活用）

- ・初歩的な英語の運用能力を養う
- ・英語指導力を備えた学級担任に加えて専科教員の積極的活用

○：各教科等（45分） ※：モジュール（15分）

- ・標準授業時数には含まれないが、児童会活動やクラブ活動について、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとされている。
- ・モジュールでは、聞き取りや発音の練習など、45分授業（週2コマ）で学んだ表現等を反復により定着させるための活動が適している。

小学校5・6年生におけるモジュール授業を用いた時間割の例

	月	火	水	木	金
モジュール	※	※	※	※	※
1校時	○	○	○	○	○
2校時	○	○	○	○	○
3校時	○	○	○	○	○
4校時	○	○	○	○	○外国語 (英語)
	給食・昼休み	給食・昼休み	給食・昼休み	給食・昼休み	給食・昼休み
モジュール	※外国語(英語)	※	※外国語(英語)	※外国語(英語)	※
5校時	○	○	○	○	○
6校時	○	○外国語 (英語)		○	○

## 2 授業時数

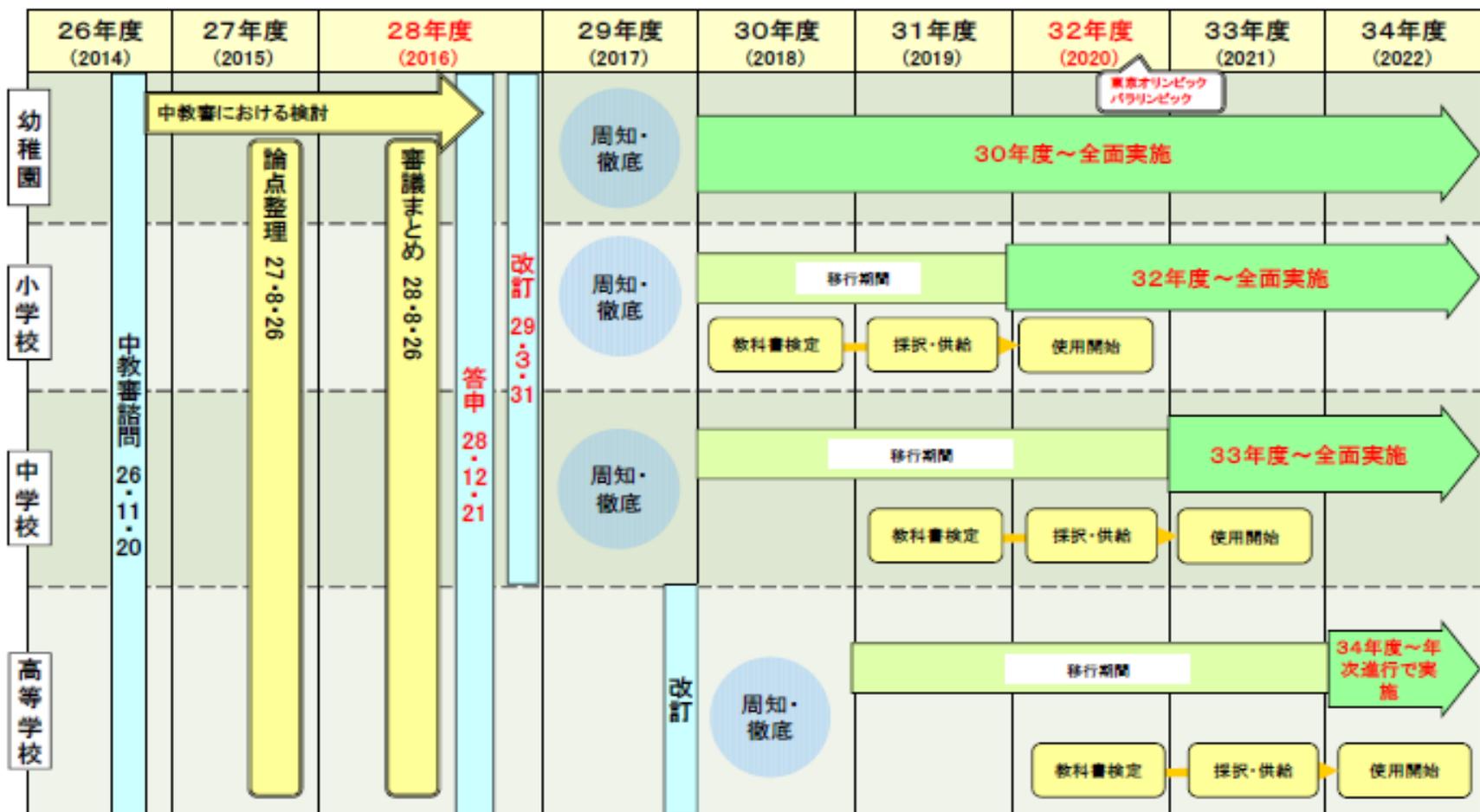
		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
現 行	外国語活動の授業時数					35	35
	総授業時数	850	910	945	980	980	980
移行期 H30, 31	外国語活動の授業時数			15	15	50	50
	総授業時数	850	910	960	995	995	995
改訂後 H32~	外国語活動の授業時数			35	35		
	外国語の授業時数					70	70
	総授業時数	850	910	980	1015	1015	1015

※ この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

※ 平成30, 31年度における外国語活動の授業時数及び総は、上表定めを標準とし、外国語活動の授業時数実施ために特必要がある場合は、年間外国語活動の授業時数実施ために特必要がある場合は、年間総授業時数及び合的な学習の間から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じる ことができ こととする。

※ 参考 中学校の総授業時数（1単位時間50分）は、改訂後も現行と変わらない。（中1～3：1015時間）

#### IV 今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点での進捗状況を元にしたイメージ）



特別支援学校学習指導要領(幼稚園及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。  
 特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。